

平成24年4月から

事業系ごみの処理方法などが 変わります

①

市は事業系ごみを収集しません！

事業系ごみは家庭系ごみの集積所（地域の
ごみステーション）に出せません。

適正処理

許可業者に**収集を委託するか、自ら処理施設へ搬入す**
るなどしていただきます。（処理手数料等がかかります）

※許可業者＝逗子市一般廃棄物収集運搬業許可業者

すでに、収集委託又は自己搬入されている事業者の
皆様は、引き続き**適正処理**にご協力ください。
(産業廃棄物の扱いが変わりますので、ご注意ください)

②

産業廃棄物は市の施設（環境クリーン
センター）には持ち込めません。

③

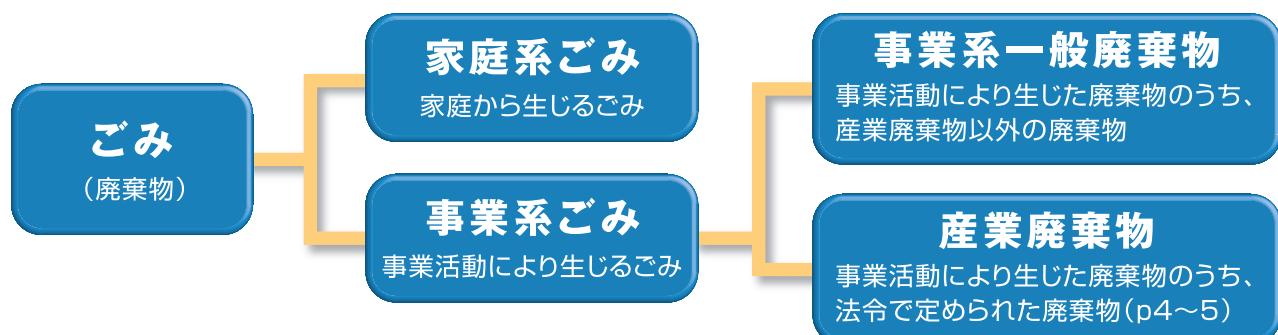
処理手数料などを改定します。



事業系ごみとは？

事業系ごみってなに？

ごみは家庭から生じるごみ（家庭系ごみ）と事業活動により生じるごみ（事業系ごみ）があり、事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



※このほか、爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する一般廃棄物又は産業廃棄物は、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に分類されます。

事業者の責任ってどういうこと？

さまざまなごみによって私たちの生活環境に影響が及ばないよう、法律などでごみを出す者（事業者）が守らなければならないことが定められています。

事業系ごみは、
事業系一般廃棄物と
産業廃棄物に
適正に区分し、
処理しなければなりません。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。（廃棄物処理法第3条第1項）（市条例第4条第1項）
(「事業者」とは、事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけではなく、病院、社会福祉施設、学校など公共公益事業等を営む者も含まれます。)
- 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければなりません。（市条例第4条第1項）
- 事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する市の施策に積極的に協力しなければなりません。（市条例第4条第2項）

廃棄物処理法 → 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
市条例 → 逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例

事業系ごみを適正に区分するには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を各々適正に保管するスペースが必要です。
また、各々を適正に処理するには、相応の処理費用が必要です。

【参考】循環型社会形成推進基本法における、ごみ処理の優先順位

- [1]発生抑制(リデュース) ●まず、生産・流通・消費の各段階から、ごみの発生を抑制する取り組みを行います。
[2]再使用(リユース) ●リターナブルびんのようにそのまま使えるものは何度も再使用します。
[3]再生利用(リサイクル) ●再使用できないものは、原材料として利用します。
[4]熱回収(サーマルリサイクル) ●再生利用できないものは、燃やしてその熱エネルギーを利用します。
[5]適正処分 ●以上の取り組みの後、最終的に排出されるごみは適正に処分します。
- この3つの取り組みを「3R」といいます。
積極的に取り組みましょう。



平成24年4月～

事業系ごみの処理方法が変わります

適正な処理ってどういうこと？

適正区分した事業系一般廃棄物と産業廃棄物は、次のとおり処理しなければなりません。



リサイクル又は廃棄処理を委託する

リサイクル ができるもの

リサイクルすることが
可能な業者に委託してください。

- 事業系一般廃棄物の場合、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。
- 産業廃棄物の場合、リサイクル処理を行う産業廃棄物処理業者に委託してください。
- 専ら再生利用の目的となる古紙・くず鉄・あきびん類・古繊維についてはこれらの品目のみの収集・運搬又は再生を行う者に委託できます。

廃棄するもの

- 事業系一般廃棄物の場合、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。
- 産業廃棄物の場合、廃棄する品目（産業廃棄物の種類）を取り扱いできる産業廃棄物処理業者に委託しなければなりません。



市の処理施設へ自己搬入する

搬入できる品目は、
事業系一般廃棄物（リサイクルできるものを除く。）に限定されます。

詳しくは、p 6～7をご覧ください。



適正な区分とは？

適正な区分ってどういうこと？

発生抑制(リデュース)や再使用
事業系一般廃棄物と産業廃棄物

■ 事業系ごみの適正区分

(同じような性状でも、排出元や用途によって区分が変わるものがあります。)

事業系一般廃棄物



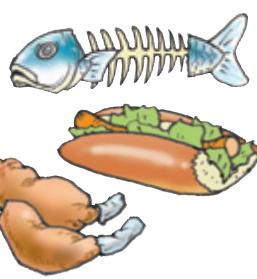
コピー用紙、新聞紙、雑誌、パンフレット等



木の机、椅子、棚、せん定枝等



制服、作業服、古布等



厨芥ごみ、残飯、茶葉等、食料品の売れ残り、魚のあら等

紙くず

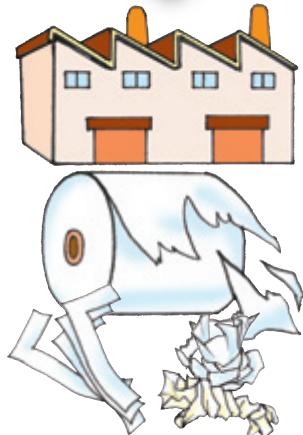
木くず

繊維くず

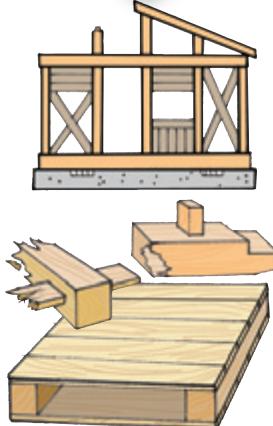
動植物性残さ

※食品関係事業者は、食品リサイクル法によりリサイクル等の実施率目標が定められています。

産業廃棄物

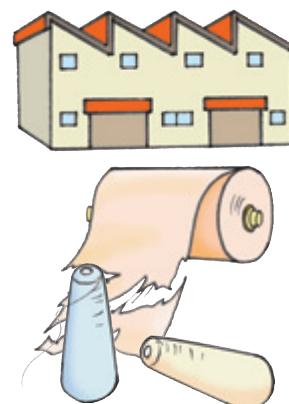


建設業<建物の建築、増築、改築(リフォーム)、解体時に出るもの>、紙製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業などから出るもの

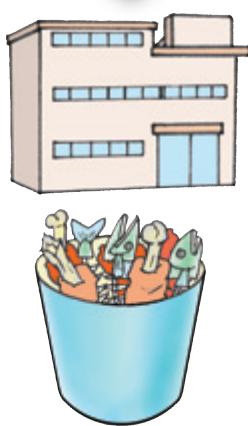


建設業<建物の建築、増築、改築(リフォーム)、解体時に出るもの>、木材・木製品製造業、パルプ製造業、リース業などから出るもの

※パレットは業種に関係なく全て産業廃棄物です。



建設業<建物の建築、増築、改築(リフォーム)、解体時に出るもの>、繊維工業から出るもの



食料品・飲料製造業、医薬品製造業等において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物



平成24年4月～

事業系ごみの処理方法が変わります

(リユース)の取り組み後に発生する事業系ごみは、
に適正区分します。

事業活動に伴って
排出される
廃プラスチック類は
産業廃棄物です。

事業活動に伴って
排出される
金属くずは
産業廃棄物です。

事業活動に伴って
排出される
ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くずは
産業廃棄物です。

事業活動に伴って
排出される
下記の品目は
産業廃棄物です。

廃プラスチック類

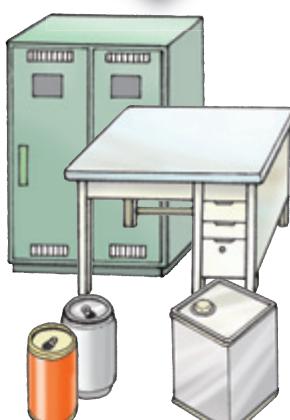
金属くず

**ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くず**

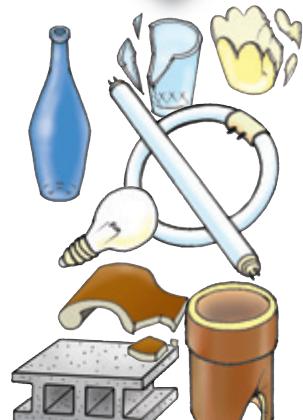
その他



合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、容器包装プラスチック、ペットボトル等



空き缶、スチール机、スチールロッカー等



空きびん、コップ、蛍光灯、茶碗、コンクリートくず等

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、輸入廃棄物、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体

※但し、動物系固形不要物は、と蓄場、食鳥処理場から排出されるもの。動物のふん尿及び動物の死体は畜産農業から排出されるものが産業廃棄物です。



適正区分した事業系ごみはどのように処理するのでしょうか？ 詳しくは、次ページをご覧ください。



処理方法は？

事業系ごみの処理方法

一般廃棄物収集運搬業許可業者・産業廃棄物処理業者に委託

それぞれの事業所や商店街が許可業者と契約し、排出する方法です。

排出曜日・時間、排出場所、排出方法などは、許可業者等と相談のうえ、取り決めてください。

p8・p10
をご覧ください



市の処理施設へ直接搬入（事業系一般廃棄物のみ）

10kgあたり350円の手数料を支払って、自分で直接、市の処理施設に搬入する方法です。**環境クリーンセンター**に搬入してください。

＜搬入時に、ごみ発生書（ごみが出た場所、ごみを出す者の住所、氏名〔押印〕、電話番号、ごみの種類と量を記入した書類〔様式不問〕）の提出が必要です＞

なお、産業廃棄物*、リサイクルできる紙・布類、処理困難物、排出禁止物は市の施設に持ち込むことはできませんので、専門の処理業者等に依頼してください。

これらのごみが分別されずに混入していた場合、持込みをお断りします。

p11
をご覧ください



*一部産業廃棄物の取扱いの例外について10ページをご参照ください。



平成24年4月～

事業系ごみの処理方法が変わります

リサイクルできる紙・布の処理方法は

事業系の段ボール・新聞紙・飲料用紙パック・雑誌・ミックスペーパー等のリサイクルできる紙類とリサイクルできる布類は、次の方法で出してください。

- ①許可業者に委託する
- ②古紙回収業者に委託する
- ③古紙回収業者や古紙問屋に直接搬入する

p9

をご覧ください



少量排出事業所は、
家庭系ごみの集積所（ごみステーション）に
排出することができます。

少量排出事業所とは、次の(1)から(3)の要件にすべて該当する事業所です。

(1)

従業者（事業主を含む）の総数が
3人以下
であること



(2)

食品廃棄物等を
排出しないこと



(3)

ごみ排出量が
1日平均
1キログラム以下
であること

※食品廃棄物等とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。



家庭系ごみと同様、曜日ごとの分別をしっかり守り、
決められた時間に出てください。

詳しくは、CUZ<逗子市のごみと資源物の出し方>をご覧ください。



許可業者等の一覧

逗子市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧 (令和元年5月1日 現在)

許可業者名	住 所 (市内事業所住所)	電 話 番 号
株式会社 神中運輸 ★	鎌倉市大町 4-1-35 (小坪 7-2-10)	0467-22-2205
株式会社 新和商会 ★	横浜市戸塚区舞岡町 2969-1 (逗子 5-2-49)	045-822-2104
株式会社 マルコ ★	横須賀市浦郷町 5-2931-98 (久木 8-13-12)	046-869-5001
株式会社 テクノ・トランス ★	鎌倉市手広 6-2-5 (小坪 7-2-10)	0467-39-1639
協和通商 株式会社 ★	藤沢市藤沢 935 (小坪 1-10-3)	0466-28-5111
有限会社 長南商店 ★	鎌倉市大町 5-2-8 (桜山 7-12-1-201)	0467-25-1172
株式会社 神奈川保健事業社 ★	横浜市金沢区鳥浜町 4-18 (逗子市池子在日米軍施設内建物番号 730 内)	045-772-1431
有限会社 湘南環境サービス ★	逗子市久木 6-6-5	046-873-0045

※★は、産業廃棄物収集運搬業 神奈川県許可取得業者です。取扱品目については、個々にお問合せください。



平成24年4月～

事業系ごみの処理方法が変わります

逗子市資源回収登録業者一覧 (令和6年9月1日現在)

回収業者名	住 所	電 話 番 号
不二産業	鎌倉市台 3-7-26	0467-43-3001
リサイクル京浜	横浜市栄区小菅ヶ谷1-17-2-201	045-784-0561
有限会社 長南商店	鎌倉市大町 5-2-8	0467-25-1172
テイクオフ 株式会社	鎌倉市笛田 5-33-39	0467-32-4418
株式会社 銀成	逗子市小坪1-20-6	0467-25-6007 046-845-9385 (日中)



産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

産業廃棄物の処理
に関するお問合せ先  神奈川県産業廃棄物協会
TEL 045-681-2989

市の施設へ搬入できる産業廃棄物

限 定 的
例 外 規 定

持込場所  環境クリーンセンター

持ち込みできるもの  天災その他の災害により発生した木くず

持ち込む日  月～金曜日(年末年始は除く)

受付時間  8時45分～11時45分
13時00分～16時00分

処分費用  10kgあたり350円

事前に産業廃棄物処分許可申請が必要です。

環境クリーンセンターへお問合せください。TEL 046-871-7870



平成24年4月～

事業系ごみの処理方法が変わります

環境クリーンセンター (持込場所)

持ち込みできるもの ▶ 事業系一般廃棄物 (リサイクルできるものを除く。)

持ち込む日 ▶ 月～金曜日 (年末年始は除く)

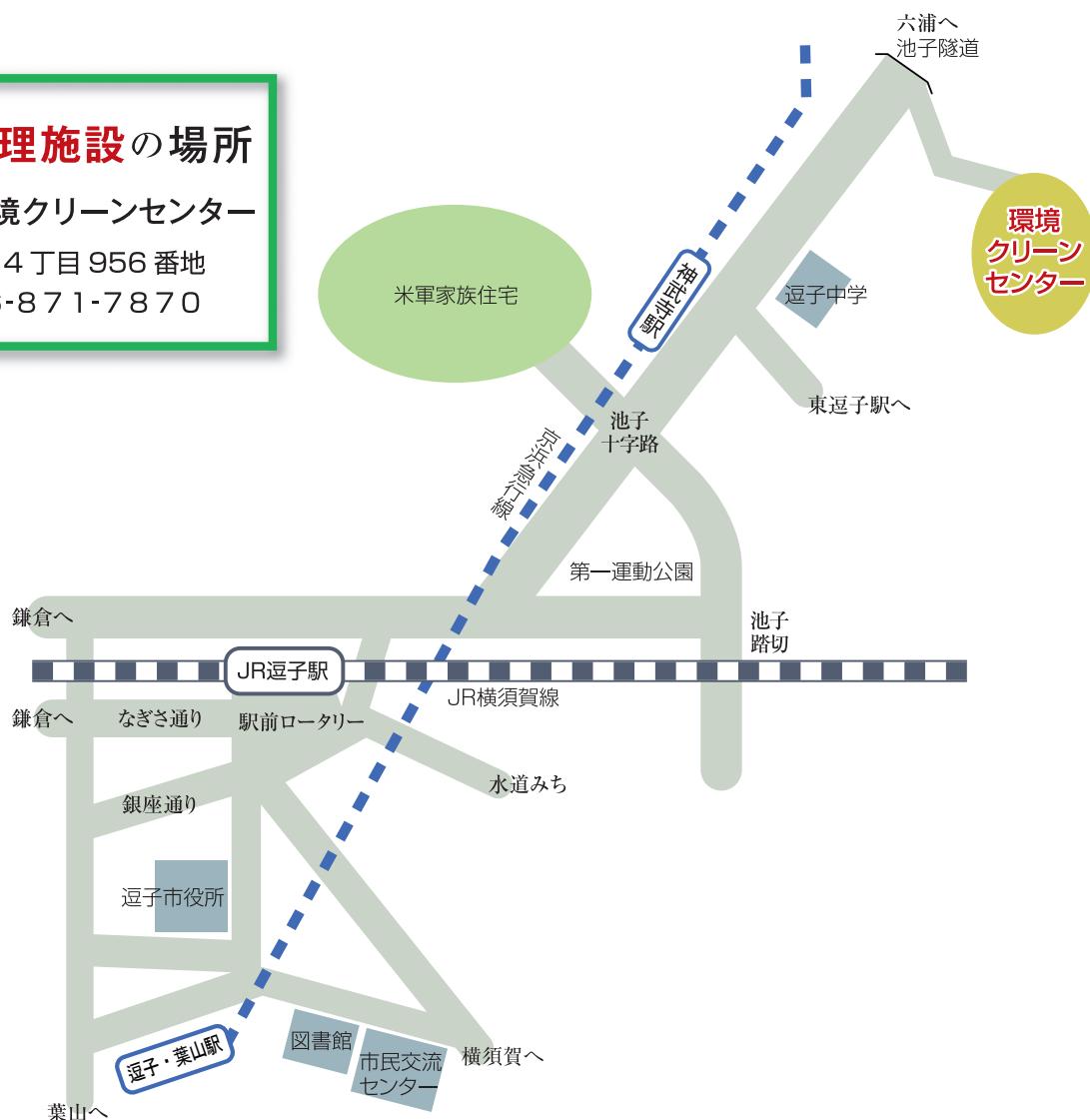
受付時間 ▶ 8時45分～11時45分
13時00分～16時00分

手数料 ▶ 10kgあたり 350円

※木くずなどは切断などの前処理が必要になるものがあります。また、ごみの種類ごとに分けて持ち込んでいただく場合があります。事前に環境クリーンセンターへお問合せください。

ごみ処理施設の場所

逗子市環境クリーンセンター
逗子市池子4丁目956番地
TEL 046-871-7870





事業系ごみ Q&A

事業系ごみ Q&A

Q 事業系ごみってなに？

A 事務所、店舗、病院、学校、工場等一定の施設において事業を営む方から排出されるごみのことです。

広場等でのイベント主催者等から排出されるごみも含みます。

店舗付住宅の個人商店も、家庭のごみとお店のごみはきちんと分けなければなりません。
お店のごみは事業系ごみです。

Q どうして事業所のごみを市は収集しないの？

A 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

ごみの減量化・資源化をより一層促進するため、ごみを出した事業者の責任で自ら処理してもらうことになります。

なお、市からの事業委託に伴うごみについては、資源循環課へお問い合わせください。

Q 今まで家庭系ごみの集積所(ごみステーション)に出していた事業所のごみは、これからどうしたらしいいの？

A 逗子市一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約するか、自ら処理施設へ運んで処理することになります。

なお、次の(1)から(3)の要件にすべて該当する場合は、家庭系ごみの集積所(ごみステーション)に排出することができます。

(1) ごみ排出量が1日平均1キログラム以下であること。

(2) 従業者(事業主を含む)の総数が3人以下であること。

(3) 食品廃棄物等<食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう>を排出しないこと。



平成24年4月～

事業系ごみの処理方法が変わります

Q 許可業者との契約はどうしたらいいの？

A ごみの種類や量に応じ、条件にあった許可業者を選び契約してください。
くわしくは、(8ページ)の各許可業者か資源循環課へお問い合わせください。

Q 契約料金って決まっているの？

A 許可業者ごとに、収集量や収集回数、事業所の場所などの条件によって変わってきます。
くわしくは、許可業者とご相談ください。

Q 許可業者と契約したら、どこにごみを出せばいいの？

A 許可業者と契約する際、それぞれの事業所ごとにごみを出す場所を決めさせていただきます。
(個別収集が原則です。ごみステーションは使えません)

Q 直接市の処理施設へ搬入した場合の手数料はどうなるの？

A 10kgあたり350円です。

Q 事業所のごみを自分で焼却してもいいの？

A 庭や路上でドラム缶などを利用し、焼却することは、法律で禁止されています。
焼却するためには、法に基づいた焼却施設でしか処理できませんので、ご注意ください。



事業系ごみ Q&A

事業系ごみ **Q&A**

Q 市の処理施設へ持ち込める事業系一般廃棄物ってどんなもの？

A 4ページの事業系一般廃棄物（紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ）のうちリサイクルできるものを除いたごみです。

Q 植木ごみは事業系一般廃棄物なの？

A 植木ごみは事業系一般廃棄物（燃やすごみ）ですが、現在、可能な限り、環境クリーンセンターのチップ化作業場での資源化に協力をさせていただいています。

Q 家庭系ごみの集積所(ごみステーション)に黙って出したらどうなるの？

A 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄となり、厳しく罰せられます。

[罰則]

事業者の責任において適正に処理しないと罰せられることがあります。
不法投棄は法律で禁止されています。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

同 条 第14号 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者
(法人に対しての罰金は、第32条の規定により、三億円以下)

その他、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。



平成24年4月～

事業系ごみの処理方法が変わります

Q 事業系ごみと産業廃棄物はどう違うの？

A 事業系ごみ（事業活動により生じるごみ）は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。産業廃棄物は、事業活動により生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物です（下表）。

事業系一般廃棄物は、事業活動により生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物です。

産業廃棄物

（法令で定められた20種類の廃棄物）



あらゆる事業活動に伴うもの	特定の事業活動に伴うもの
<ul style="list-style-type: none">1. 燃え殻2. 汚泥3. 廃油4. 廃酸5. 廃アルカリ6. 廃プラスチック類7. ゴムくず8. 金属くず9. ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず10. 鉱さい11. がれき類12. ばいじん	<ul style="list-style-type: none">13. 紙くず (主に、紙製造業や出版業など)14. 木くず (主に、木材又は木製品製造業など)15. 繊維くず (主に、繊維工業など)16. 動植物性残渣 (主に、食料品製造業など)17. 動物系固形不要物18. 動物(家畜)のふん尿19. 動物(家畜)の死体20. 1から19までの産業廃棄物を処分 するために処理したもので、1から 19までの産業廃棄物に該当しない もの

→ 逗子市環境都市部資源循環課 TEL 046-872-8126

逗子市環境都市部資源循環課

TEL 046-872-8126

ホームページ

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/sigen/>

